

高額療養費の事前申請（口座登録の事前勧奨）について（お知らせ）

- ◆令和4年10月1日からの医療費の負担割合見直しに伴い、2割負担の対象の方については、法律の施行後3年間（令和4年10月から令和7年9月まで）、外来医療の負担の増加額が月3,000円を超える場合は、その超えた金額を高額療養費として支給を行います（以下「配慮措置」と言います）。※ 入院の医療費は対象外です。
- ◆窓口負担割合が2割負担となる方で、配慮措置による払い戻し先口座が登録されていない方に、払い戻し先の口座の事前登録をお願いする案内及び申請書を令和4年9月末に郵送しております。
- ◆口座を登録いただくことで、払い戻しが生じた場合、その口座に後日自動的に払い戻されます。

<業務委託について>

- ◆上記業務については、広域連合からの業務委託により、日本通信紙株式会社大阪支店が行っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。
- ◆申請書の送付先は、日本通信紙株式会社石岡工場内（茨城県石岡市柏原13）となっております。

<高額療養費の事前申請や記入方法に関する問い合わせ先>

京都府後期高齢者医療広域連合照会センター

電話番号 050-2018-8244 ※通話料がかかります。

開設期間 令和4年9月26日～令和5年1月31日

受付時間 平日午前9時～午後5時（土日祝、年末年始を除く）

窓口負担割合の見直しに伴う高額療養費の還付を装った詐欺に注意！！

自治体の職員等が電話や訪問で口座情報登録をお願いすること、通帳をお預かりすること、暗証番号をお聞きすること、ＡＴＭの操作をお願いすることは絶対にありません。